平成２３年（フ）第２号
佐賀県唐津市鏡2654番地１　タクロウ団地Ｂ―25号
債務者　高倉　輝明
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第６号
佐賀県唐津市和多田用尺６番27号　パークレジェンドⅡ105号
債務者　浦　　瞳
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２８号
沖縄県那覇市天久２丁目19番27号　ファミール玉井３－Ｂ
債務者　安里　一恵（旧姓玉井）
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３４号
沖縄県南城市玉城字百名647番地３　百名団地３棟101号
債務者　比嘉千恵乃
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６９１号
神戸市須磨区大池町５丁目１番12―610号、従前の住所神戸市長田区野田町９丁目２番１号
債務者　林　　治
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６号
神戸市垂水区歌敷山３丁目５番15号メゾンドゥ　ヴァレリー301号、従前の住所神戸市垂水区本多聞２丁目13番８―401号
債務者　ＭＥＤＩＯこと　細見　昌代
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０号
神戸市北区緑町７丁目20番３―Ａ101号
債務者　谷口美千代
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５号
兵庫県宍粟市波賀町上野195番地
債務者　神路　聿子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２４８号
松江市上大野町1208番地
債務者　安達　光芳
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５３号
松江市外中原町282番地２、前住所松江市黒田町370番地13
債務者　森原江美子
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０号
松江市八束町波入453番地２
債務者　門脇　良子
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
広島県福山市芦田町大字福田528番地１、旧住所広島県福山市芦田町大字福田676番地
債務者　澤津　勝美（旧姓萩）
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４号
広島県福山市神辺町字湯野52番地35
債務者　藤井　洋子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９３４５号
大阪府箕面市坊島１丁目６番35号
債務者　川合　輝男
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４２０号
大阪市住之江区新北島８丁目１番17―905号
債務者　田村　俊雄
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５０８号
大阪市平野区流町４丁目９番１号
債務者　木谷　明夫
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５３９号
大阪府門真市大字桑才160番地の７
債務者　大塚　　旭
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３２号
大阪府枚方市星丘３―22―２　レオパレスＭＩＣＨＩＫＯ104号、住民票上の住所大阪府枚方市星丘１丁目27番10―101号
債務者　山下　陽彦（旧姓村田）
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部